

防災行政無線

戸別受信機、タブレット端末を無償貸与します

町では、携帯電話等を持たない世帯や携帯電話不感地域に居住する世帯等を対象に防災行政無線受信用の戸別受信機、又はタブレット端末を無償貸与いたします。

▼Q&A

・どんな時に使うの？

避難指示や緊急地震速報、火災発生時など、町民の生命や財産に関わる緊急時、及び、その他緊急性を伴う行政情報があった際に使用します。戸別受信機、タブレット端末を通して音声放送が流れます。

・使用方法は？

どちらの端末も、初期設定をした上で貸与しますので、設置するだけで使用できます。原則、町民の方が機器の操作をしていただく必要はありません。

▼対象世帯

次の（１）及び（２）（３）（４）のいずれかに該当。

- （１）町内に住所を有し、かつ、居住している世帯の世帯主
- （２）満１８歳以上の人で、携帯電話等を所有する人がいない世帯の世帯主
- （３）障がいなどのある人のみで構成されている世帯の世帯主
- （４）携帯電話不感地域に居住する世帯の世帯主

※補足

①携帯電話等とは次の端末を指します。

フィーチャーフォン（ガラケー）、スマートフォン、タブレット

②同一世帯内の満１８歳以上で、どなたか１人でも携帯電話等を所有している場合、（２）に該当しません。

③いずれかのキャリアが圏内である場合は、（４）に該当しません。

【例：ドコモは圏外でも、auが圏内の場合は該当しない。】

▼申請期間

随時受付

▼申請スケジュール

①申請書類の受け取り

↓ 戸別受信機等借受申請書を役場総務課で受け取り。
ご連絡いただければ、郵送での対応も可能です。
町HPにも申請様式を掲載しています。

②申請書類への記入

↓ 申請書類に申請者氏名、住所、電話番号等をご記入ください。

③申請書類の提出

↓ 記入した申請書類を役場総務課へ提出してください。

④決定（却下）通知書を申請者へ送付

↓ 役場は申請書類を精査。申請世帯の電波伝搬調査を実施後、貸付機器を選定した上で申請者に審査結果を通知します。

⑤戸別受信機、タブレット端末の配布・設置

貸与を決定した世帯のみ端末を配布します。
機器の設定、設置は町で行います。

▼貸付機器

戸別受信機、又はタブレット端末
世帯の電波状況を調査し、機器を決定します。

▼提出先・問い合わせ先

総務課 行政係 76-0501